

販売物件明細書

嶺北 森林管理署

1(物件番号) **第 4 号**

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町戸中
及び国有林名等) 葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 6.80 HA

5(林齢) 61 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	6	5.20	
ヒ ノ キ	7,012	2,583.36	
ア カ マ ツ	21	9.39	
コ ウ ヤ マ キ	3	0.70	
モ ミ	12	5.69	
ツ ガ	8	2.80	
そ の 他 L	100	40.52	
計	7,162	2,647.66	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は、入札日の7日前までに、嶺北森林管理署又は寺川・長沢森林事務所へ問い合わせ下さい。

(嶺北森林管理署:0887-76-2110 ・ 寺川・長沢森林事務所:088-869-2667)

8(搬出期間) 36ヶ月以内

9(運搬路(林道)の通行制限)

--

10(特記事項)

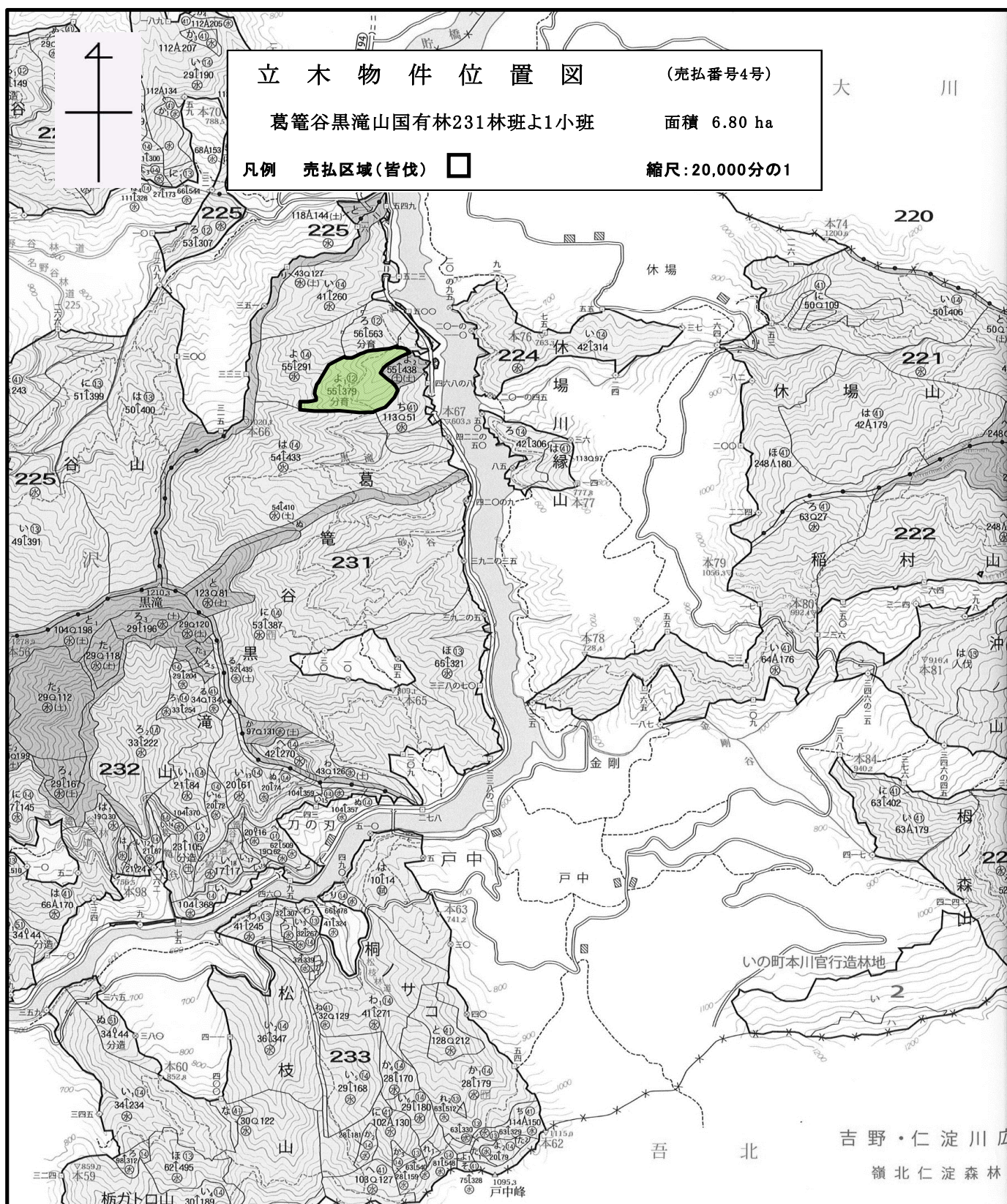
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。⑧ この物件周辺国有林は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届け出等の手続きを行うこと。⑨ 小班内の分収育林除外地の立木については本物件の落札者により別途買い受けることを承諾のうえ入札してください。(ヒノキ外 約220m³) |
|---|

11(その他)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。② 森林作業道を作設する場合は、別紙「森林作業道の作設にかかる特約事項」を十分熟知の上実行すること。また葛籠谷黒滝山国有林231林班ろ小班の森林作業道を使用する場合は、鹿防護柵等を破損することのないように注意すること。 |
|---|

第 4 号

7,162	2,647.66
-------	----------



立木物件位置図

(売払番号4号)

葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

面積 6.80 ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺: 5,000分の1

